

○菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱

平成21年3月27日

告示第43号

(趣旨)

第1条 市長は、地域コミュニティの推進及び地域の活性化を図るため、地域づくり活動を実施する地域づくり団体及びコミュニティ協議会（以下「まちづくり団体」という。）に対し、予算の範囲内において、菊川市1%地域づくり活動交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり活動 市民等が自発的かつ主体的に取り組む地域コミュニティの推進又は地域の活性化のための活動をいう。
- (2) 地域づくり団体 次のいずれにも該当する団体であって、継続的に地域づくり活動を行うことができるものをいう。
 - ア 市民が主体となって組織し、運営していること。
 - イ 市内を活動の拠点とし、構成員が10人以上いること。
 - ウ 営利を目的としないものであること。
 - エ 宗教又は政治活動を目的としないものであること。
 - オ 他の本交付金の交付を受けようと申請を行った団体（以下「申請団体」という。）と構成員が半数以上重なっていないこと。
 - カ 他の申請団体と活動目的、趣旨及び内容が同一と認められないこと。
 - キ 単独自治会で構成するものでないこと。
- (3) コミュニティ協議会 おおむね一つの小学校区を活動区域とし、主として当該区域の地域づくり活動を行う団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該区域内の全ての自治会を構成団体に含むこと。
 - イ 当該区域内の住民が、その団体の活動に、自由に参加することができるものであること。
 - ウ 団体の組織、会議、会計の管理等について、規約等を定め、適正な運営を行っているものであること。

(交付対象活動)

第3条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、まちづくり団体が主として行う地域づくり活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、まちづくり団体が、地域づくりについて、同一年度に市その他の地方公共団体又は国の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、交付対象としないものとする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象活動に直接要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、交付対象経費としないものとする。

- (1) 事務所等の維持管理に要する経費
- (2) 賞品、記念品等の報償費
- (3) 謝礼金及び人件費（講師、専門家等の謝礼金は除く。）
- (4) 旅費（講師、専門家等に係る旅費を除く。）
- (5) 食糧費（講師、専門家等の食糧費を除く。）
- (6) その他市長が適当でないと認めた経費
（交付金の額等）

第5条 交付金の交付の額は、交付対象経費に次の表に定める交付率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。なお交付は1年度につき1回限りとする。

団体区分	交付率	限度額
地域づくり団体	1／2以内（地域の課題発見又は解決のためのものであって、菊川市1％地域づくり活動交付金審査委員会（以下「審査委員会」という。）で特に認められた活動については、10／10以内）ただし、同一の団体が複数年度にわたって同一の活動を行う場合にあつては、交付率を別に定める率に引き下げる。	30万円
コミュニティ協議会（構成自治会数が21以下の場合）	10／10以内	75万円（地域の課題発見又は解決のためのものであって、審査委員会で特に認められた活動については、100万円）
コミュニティ協議会（構成自治会数が22以上の場合）	10／10以内	150万円（地域の課題発見又は解決のためのものであって、審査委員会で特に認められた活動については、200万円）
小谷村との交流事業を実施するまちづくり団体	10／10以内	30万円

（交付の申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、菊川市1％地域づくり活動交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市1％地域づくり活動交付金活動計画書
- (2) 活動収支予算書

- (3) 購入予定備品調書
- (4) 団体概要書
- (5) 団体決算書
- (6) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(交付の決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、別に定める審査基準に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市1%地域づくり活動交付金交付決定（概算払承認）通知書により、当該申請者に対し、通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、交付金の交付の決定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第9条 申請者は、当該年度の事業が完了したときは、菊川市1%地域づくり活動交付金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動報告書
- (2) 活動収支決算書
- (3) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の実績報告書は、事業完了後速やかに1部提出しなければならない。

(交付の確定の通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付金を確定し、当該申請者に対し、菊川市1%地域づくり活動交付金交付確定通知書により、通知するものとする。

(請求の手続)

第11条 交付金の交付の請求を行おうとするものは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付金確定通知書を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(概算払い請求の手続)

第12条 交付金の交付の概算払の請求を行おうとするものは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の概算払請求は、交付金の交付決定通知書を受領した日以後において、概算払を必要とする日の30日前までに1部提出しなければならない。

(公表等)

第13条 市長は、第7条の規定による交付を決定したときは、速やかに、当該申請者の団体名、交付対象活動等について公表するものとする。

2 申請者は、市が開催する発表会において、交付対象活動の計画及び実績を発表するものとする。

(申請等の様式)

第14条 交付金の交付に関し必要な申請書類等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月11日告示第151号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示による改正後の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成24年3月30日告示第60号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第83号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月13日告示第186号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第104号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第72号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、改正前の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の規定により実施された活動については、改正後の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の規定による活動の継続期間に含めないものとする。

附 則（令和3年12月28日告示第232号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和7年3月28日告示第61号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日告示第68号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。